

保護者様

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ(五種混合)予防接種のお知らせ

この予防接種は、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブの5つの混合ワクチンです。

この予防接種は、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者の方が、予防接種の効果や副反応などについて理解し接種に同意したときに限り行われます。

ジフテリアとは、ジフテリア菌の飛沫感染（せきやくしゃみなどにより菌が唾液とともに空気中に飛びだしヒトにうつる）で起こる病気です。感染は主にのどですが、鼻腔内にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬がほえるような咳、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができ、窒息死することもあります。また、発病後2～3週間して菌の出す毒素によって、心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

百日せきとは、百日せき菌の飛沫感染で起こる病気です。かぜのような症状で始まります。続いて咳がひどくなり、連続的にせきこむようになります。乳幼児は咳で呼吸ができず、くちびるが青くなったり（チアノーゼ）、けいれんが起きることがあります。また、肺炎や脳症などの重い合併症を起こすこともあります。乳児では命を落とすこともあります。

破傷風とは、土の中にある破傷風菌が傷口等から、体の中に入り感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素によって神経が侵され、口が開かなくなったり、全身のけいれんを起こします。治療が遅れると死亡することもあります。

ポリオ（急性灰白髄炎）とは、「小児まひ」とも呼ばれ、口から入ったポリオウイルスが咽頭や小腸の細胞で増殖し、増殖したウイルスは便中に排泄され再びヒトの口に入り、抵抗力（免疫）を持っていないヒトの腸内で増殖し、ヒトからヒトへと感染します。手足の筋肉や呼吸する筋肉等に麻痺を生じることがあります。

ヒブ感染症は、インフルエンザ菌b型に感染することによって起こる病気です。そのほとんどが5歳未満で発生し、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症のほか、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症を起こす、乳幼児の問題となる病原細菌です。

1. 予防接種の受け方

1 期初回接種

対象者：生後2か月から90か月に至るまで（2か月目の誕生日前日～7歳6か月目の誕生日前日）
標準として生後2か月から12か月までの期間

接種の仕方：20日以上の間隔をおいて3回皮下注射をします。
標準として20日から56日までの間隔をおいて

1 期追加接種

対象者：生後90か月に至るまでのかた（7歳6か月目の誕生日前日まで）
接種の仕方：初回接種（3回目）を終了後、少なくとも6か月以上の間隔をおき、1回皮下注射をします。
（標準的な接種期間は、初回（3回目）終了後12か月から18か月まで間隔をおく）

四種混合ワクチンとヒブワクチンで接種を完了したかたは、五種混合ワクチンには接種できません。

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

（裏面も必ずご覧ください）

2. 予防接種を受けることができない人

熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5 を超える場合）

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

その日に受ける予防接種の接種夜に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人

「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましん、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことで、

その他、医師が不適当な状態と判断した場合

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、あらかじめ主治医と相談をしてください。

心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人

予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人

過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人

過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人

ワクチンには、その製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものもありますので、その成分に対してアレルギーがあるとされたことがある人

4. ワクチンの副反応

注射部位の紅斑、注射部位の硬結（しこり）、注射部位の腫脹（はれ）などの局所反応が主ですが、そのほかとして発熱、気分変化、発疹、食欲減退、嘔吐などが報告されています。まれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれんなどが報告されています。

重い副反応はなくても、機嫌が悪くなったり、はれが目立つときなどは医師に相談してください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。

・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

・対象年齢を過ぎたり、規定の間隔からはずれた場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。

給付申請の必要が生じた場合、診察した医師が健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子を見てください。

接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。

接種当日は、激しい運動を避けてください。

五種混合ワクチン接種後1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合は医師に相談してください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 0186-42-9055